



市・道民税や医療制度の保険料の納付方法が、公的年金からの特別徴収となっている方、新たに特別徴収になる方の、徴収方法をお知らせします。

なお、後期高齢者医療制度と介護保険の保険料は、昨年の10月からの徴収額が極端に増減した場合、6・8月の徴収額を変更し調整します。

65歳以上の方へ

公的年金からの特別徴収

仮徴収って？

市・道民税や医療制度の保険料は、前年の所得により決定しますが、その所得の確定が6月になるため、7月まで決定することができません。そのため、決定するまでに徴収していた額と同額を暫定的に仮に徴収すること。

本徴収って？

所得が確定し1年間の市・道民税や保険料が決定した後、仮徴収で納めた額を差し引いて、残りの額を徴収すること。

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料

▶すでに公的年金からの特別徴収で納めた方

今年の2月に特別徴収した額と同額を4・6・8月に支給される年金から仮徴収します。残りの額を10・12月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて本徴収します。

例えば、平成27年度の年間保険料54,000円、平成28年度の年間保険料67,500円の場合（単位：円）

年度	平成27年度						平成28年度					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
区分	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)			特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
保険料	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	13,500	13,500	13,500
年額	54,000						67,500					

▶4月から新たに公的年金から特別徴収で納める方

平成27年度の保険料を6分の1とした額を4・6・8月に支給される年金から仮徴収します。残りの額を10・12月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて本徴収します。

なお、年度の途中から加入した方の保険料は、1年間分の保険料相当額で計算します。

6・10月から新たに特別徴収で納める場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

例えば、平成27年度の年間保険料54,000円、平成28年度の年間保険料67,500円の場合（単位：円）

年度	平成27年度							平成28年度						
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
区分	普通徴収(納付書または口座振替)							特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)			
保険料	7,100	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	6,700	9,000	9,000	9,000	13,500	13,500	13,500
年額	54,000							67,500						

問合せ先

国民健康保険・後期高齢者医療制度は、市国保医療助成課保険料収納グループ
介護保険は、市高齢介護課介護保険グループ

国民健康保険料や後期高齢者医療保険料は口座振替でも納付できます

公的年金からの特別徴収で納付している方、また、これから特別徴収となる方で、口座振替による納付を希望する方は、納付方法を口座振替に変更できます。

なお、口座振替を申し込む時期により、特別徴収を停止する時期が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

介護保険料は、納付書払いとなっている方のみ、口座振替による納付方法に変更できます。

問合せ先 市国保医療助成課保険料収納グループ

市・道民税

▶平成27年度の市・道民税を公的年金から特別徴収で納めた方

今年の2月に特別徴収した額と同額を4・6・8月に支給される年金から仮徴収します。残りの額を10・12月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて本徴収します。

例えば、平成27年度の年税額81,000円、平成28年度の年税額98,000円の場合（単位：円）

年度	平成27年度						平成28年度					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
区分	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)			特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
税額	12,000	12,000	12,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	17,800	17,600	17,600
年額	81,000						98,000					

▶新たに市・道民税を公的年金から特別徴収で納める方

(平成27年度途中で税額変更等で特別徴収の対象となくなった方を含む)

平成28年度の年税額のうち、6・8月(各月、年税額の約4分の1)を普通徴収(納付書・口座振替による納税)で納め、10・12月、翌年の2月(各月、年税額の約6分の1)は支給される年金から徴収します。

例えば、平成27年度の年税額81,000円、平成28年度の年税額98,000円の場合（単位：円）

年度	平成27年度					平成28年度				
	6月	8月	10月	12月	2月	6月	8月	10月	12月	2月
区分	普通徴収(納付書または口座振替)					特別徴収				
税額	21,000	20,000	20,000	20,000	20,000	25,000	24,000	16,400	16,300	16,300
年額	81,000					98,000				

問合せ先 市税務課市民税グループ

年金所得者の方へ

市・道民税の申告の際のご注意

公的年金所得者の確定申告の手続きを簡素化するため、平成23年分から、その年中の公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合には、その年分の所得税の確定申告が必要なくなりました。

しかし、市・道民税の計算に医療費や社会保険料、生命保険料などの控除を追加するためには、必ず市・道民税の申告が必要です。速やかに申告してください。

なお、所得税の還付申告など、確定申告をした方は、市・道民税の申告は必要ありません。

問合せ先 市税務課市民税グループ